

中小漁業融資保証保険制度の概要

1. 制度のあらまし

(1) 創 設

中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき昭和27年度に創設

(2) 目 的

中小漁業者等の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行うとともにその保証等につき必要な資金の融通を行う制度を確立し、もって中小漁業の振興を図ることを目的とする。

(3) 仕 組 図

